

記載要領等**教育資金非課税廃止申告書****《使用目的等》**

この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」といいます。）に係る租税特別措置法第70条の2の2第2項に規定する教育資金管理契約（以下「教育資金管理契約」といいます。）の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該教育資金非課税申告書等に記載された非課税拋出額がないこととなった場合又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》**1 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の**

(1) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載してください。

(2) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

2 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載してください。**3 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記《使用目的等》の教育資金非課税申告書等に租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載してください。****4 「非課税拋出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記《使用目的等》の教育資金管理契約の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたこと又は当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及びその年月日を記載してください。**